

じんけん瓦版 第62号

発行日：2016年4月24日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

ハンセン病患者・回復者に対する謝罪表明

2016年3月19日開催された東京教区第126（定期）教区会において、ハンセン病患者・回復者に対する国の政策に協力してきた聖公会の過ちを深く反省し、謝罪表明を決議する議案が可決されました。議案審議に先立ち、全生園聖フランシス聖エリザベツ礼拝堂信徒の藤崎陸安さんから教区会に決議を望むメッセージも頂きました。決議された議案並びに提案理由の全文をご案内します。

議案第3号

「国の誤った強制隔離政策により様々な人権侵害を受け、差別と偏見の苦しみの中にあったハンセン病患者・回復者に対する謝罪表明を決議する件」（提出者：人権委員会・正義と平和協議会）

ハンセン病は、非常に感染力の弱い菌による感染症であり、特効薬プロミン開発以降、多剤併用療法による治療法も確立され、感染したとしても治る病です。

明治初期、英国聖公会 CMS の宣教師として来日したハンナ・リデル（1855～1932）は、熊本に回春病院を設立、姪のエダ・ライト（1870～1950）は同病院を引き継ぎました。リデルが派遣した青木恵哉（1893～1969）は沖縄愛楽園を設立しました。そして、SPG の宣教師メアリー・ヘレナ・コンウォール・リー（1857～1942）は、草津に聖バルナバミッションと呼ばれる教会と病院や学校を設立しました。聖公会の宣教師たちは、日本におけるハンセン病患者救済活動の先達として一人ひとりの患者と出会い、隔離することではなく治療と信仰的救済を目的に教会と病院・施設を作り、救援活動をしました。しかし 1941 年に回春病院も聖バルナバミッションも共に閉鎖を余儀なくされ、ハンセン病患者は、国立療養所に強制収容されました。

1907 年法律「癩予防ニ関スル件」が制定され、満州事変から戦争へと突き進んだ時代に「癩予防法」（1931 年）は制定されます。国内は勿論、日本統治下の朝鮮・台湾などアジア地域でもハンセン病患者の強制隔離が行われ、隔離と共に強制労働、強制断種、強制堕胎が行われます。政府は「無らい県運動」を背景に、ハンセン病患者を国民に通報させ、強制収容に協力させました。聖公会を含む超教派のキリスト者たちはじめ宗教者たちは、差別を助長、隔離政策に協力しました。1947 年には特効薬プロミンの治療により治る病気になっていたにもかかわらず、1953 年に作られた改正「らい予防法」でも「強制絶対隔離主義」は継承されました。1956 年には日本も参加の国際会議（ローマ会議）が開かれ、差別的な法律の撤廃と日本の国策（強制隔離・断種・堕胎）に対して強い非難がされています。しかし、日本聖公会もわたしたち東京教区の教会も政府に対して声を挙げませんでした。患者・回復者自身の運動により、1996 年になって、ようやく「らい予防法」は廃止されます。

日本聖公会東京教区は、全生園の聖フランシス・聖エリザベツ礼拝堂に 1948 年以降、聖職を

派遣してきました。しかし、らい予防法廃止運動にも違憲国家賠償請求訴訟にも、患者・回復者の活動に協力したのは、一握りの静かに寄り添う人々だけでした。

わたしたちは、患者や回復者を憐みの対象とする差別意識に加えて、無関心という過ちを犯し続けました。更に、ハンセン病患者・回復者の視点から自分たちの歩みを顧みませんでした。

「東京教区は、謝罪が余りに遅すぎたことをまず謝罪致します。そして、すべてのハンセン病患者・回復者のみなさまとご家族のみなさまに対して、国策に追従し、隔離を容認し、人間としての尊厳を踏みにじってきたことを心から謝罪いたします。

『いのち』そのものである教会は、いのちの痛みと悲しみに対して寄り添えませんでした。再び過ちを繰り返さないため、自らの内にある差別する心と向き合い、患者・回復者のみなさまの人権回復・人間復帰のための活動に取り組む決意を新たにし、いのちと人権を尊重する者として歩んでいくことを表明いたします。」

提案理由

日本聖公会は、1996年の第49定期総会で『らい予防法』廃止とそれに伴う十全な措置を求める宣言を決議する件』を決議し、日本聖書協会に「らい病」を「重い皮膚病」に変更する申し入れを決議しています。(1997年版新共同訳聖書から変更)

また、2004年の第55定期総会で「ハンセン病問題啓発の日」を設け、ハンセン病問題への理解が深まるために祈る件』を決議しています。神への懺悔の言葉はありましたが、回復者である療養所の入所者・退所者とその家族への謝罪はありませんでした。

東京教区の人権委員会は、2003年に故荒井英子さんの講演会「ハンセン病とキリスト教」を開催、講演録を発行。その後多磨全生園内にある「国立ハンセン病資料館」見学と回復者から証言を聴き、交流の時を持ちました。また昨年は、草津の「リーかあさま記念館」や「重監房資料館」見学と回復者の

証言を聴きました。そして、終生絶対隔離という差別や排除は、わたしたち自身の内に存在し、そのことに向き合わなければならないことに気づかされました。声を挙げないことは差別・排除を支持し加担していることなのです。

全国のハンセン病療養所内に聖公会の教会は6か所あります。(補足資料②)

全入所者の約三割がキリスト教徒、その三分の一が聖公会の信徒です。そして現在入所者の平均年齢は85歳です。聖公会を含むキリスト教の各派は「無らい県運動」(補足資料③)という国策に参加することにより、隔離政策を温存、助長する役割をはたしてきました。教会は、隔離の非道さに抗うことなく、隔離を受容することが信仰であるかのように教えました。ハンセン病は、聖書に出てくる「罪人の病」であり、同時に「苦難の僕＝メシアの病＝聖なる病」と考えられました。キリスト教各派は、患者に対して「神から見放されているかのような極限の状況にあるからこそ、苦難の代理人＝メシアである」というレッテルを押し付けました。そのことにより、人権・人格が見えなくされてしまったのです。「らい病」を「重い皮膚病」に言い換えるだけでは解決しないのです。

わたしたち教会の聖書の解釈や理解のあり方に問題があったと考えています。

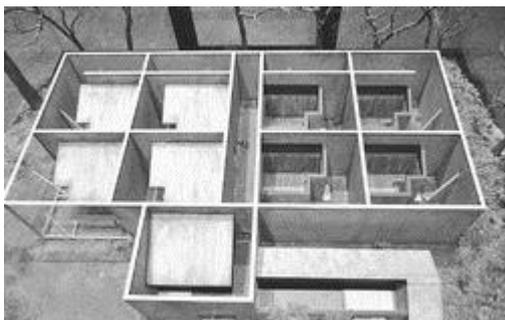


草津聖バルナバ教会に併設されている
リーかあさま記念館

「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」(国賠訴訟)で熊本地裁は、国が作った「らい予防法」は憲法違反であること、不当な被害の実態を国や社会に認識させる判決を下しました。

「ハンセン病問題対策協議会」における確認事項として、「謝罪・名誉回復」「在園保障」「社会復帰・社会生活支援」「真相究明」が明確にされました。その後「ハンセン病問題に関する検証会議」が国によって設置され、医療従事者や法曹界、メディアや宗教者・キリスト者の責任も明らかにされました。憲法で保障された人権を尊重し、差別のない社会を作る責任が問われています。

全国 13 の国立療養所は、療養所とは名ばかりの強制収容所でした。1916 年、療養所の所長に患者懲戒検束権(刑罰・自由の拘束の権限)が認められ監禁室が設置されます。特に 1938 年に開設の栗生楽泉園(草津)の「重監房」と呼ばれる特別病室では、療養所の所長の判断で各地の療養所から連れて来られて収監され、1947 年に廃止されるまで監禁された入所者 93 人のうち、23 人が獄死されていま



「重監房」の復元模型。独房周りの通路は屋根がなく、冬場は雪が積もった

す。また菊池医療刑務支所(熊本)の特別法廷のなかでは、憲法が保障する裁判公開の原則も守られず、えん罪の疑いがある菊池事件(1951年)と呼ばれる無実の人の死刑執行も行われました(1962年)。現在、最高裁が検証を始めています。

強制隔離は、隔離そのものが人生に与えられた悲嘆と絶望の被害でしたが、最も大きな被害は、いのちの選別が行われた強制断種と強制随胎でした。入所者も結婚はできましたが、その条件として、強制

的に断種手術がなされ、手術の失敗などにより妊娠すると人工妊娠中絶が強要されました。2003年にビーカーの中にホルマリン漬けで放置されている胎児や嬰兒の標本 114 体が「検証会議」によって発見されました。ハンセン病の患者は、子どもをつくってはいけないと国が刻印し、いのちが葬り去られたのです。しかも優生保護法という名の下に合法であるかのように行われていたのです。(補足資料④)非人間的な行為が繰り返されてきました。いのちを最も尊ぶのが、キリスト教信仰であるはずなのに、「いのちに対する罪」に対しても、わたしたちは声をあげませんでした。

1996年の「らい予防法」廃止後、真宗大谷派など仏教各派と日本基督教団総会議長名による謝罪表明がなされています。

2001年5月、熊本地裁は「遅くとも1960年以降は隔離の必要性はなく、隔離政策は憲法違反」との判決を下しました。国は控訴せずに責任を認め謝罪しました。その後、らい予防法廃止からはじまる国の取り組みがなされます。2001年「ハンセン病補償法」、2007年に「ハンセン病基本法(正式名称ハンセン病問題の解決の促進に関する法律)」が施行されます。2015年には、「改正ハンセン病問題基本法」が施行されました。

2006年の「改正ハンセン病補償法」によって、確認された韓国・台湾及び太平洋地域の強制隔離の被害者に日本政府の謝罪がなされ、補償が適用されるようになりました。

現在も国内の療養所における、医療、看護、介護など療養所の生活の質の低下の問題、療養所が存続されるかについての不安もあります。この問題に対する関心のたかまりがわたしたちに求められています。

ハンセン病の歴史と向き合い、今、わたしたちは何を問われているのか今後どのように応えるのか、回復者の肉声を聞きながらそのことを考え合いたいと願っています。わたしたち一人ひとりがやるべき大切なことは、ふたたび同じような過ちを繰り返さない、起こさせない決意をしっかりと持つことだ

と思います。

入所者の一信徒の方は「人権回復とは、具体的な実践にあります。リスクを伴う実行をもって、平等とはどういうことかを生活の中で示していかないといけない。人間が共に平等であることを明らかに表明するために、聖公会は教団として謝罪する必要があります」と10年も前に話されています。この言葉を真摯に聞き受け止めなければなりません。高齢化が進み、入所者の方には時間がありません。

今年、2016年は、「らい予防法」廃止から20年です。また国賠訴訟から15年になります。

謝罪するにはあまりに時間が経ちすぎ、遅すぎたことも謝罪しなければなりません。

「東京教区の謝罪表明」が決議されることを求めます。

尚、本年の日本聖公会総会でも謝罪表明の議案が準備されています。

補足資料① ハンナ・リデルとメアリー・ヘレナ・コンウォール・リーと協力した人びと

近代日本の夜明けの時代、60日以上も船に乗って日本という世界の果ての未知の国へ骨を埋める覚悟でやってきた英国人の聖公会女性宣教師がいました。宣教師の一人は、英国聖公会の宣教団体の1つである、英国聖公会宣教会(CHurch Missionary Society, CMS)のハンナ・リデル(Hannah Riddell, 1855-1932)です。

もう一人は英国聖公会海外福音伝道会(Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts, SPG)のメアリー・ヘレナ・コンウォール・リー(Mary Helena Cornwall Leigh, 1857-1941)です。そしてもう一人はリデルの姪でCMSの宣教師として来日した、エダ・ハンナ・ライト(Ada Hannah Wright, 1870-1950)です。

ハンナ・リデルは、熊本の本妙寺で物乞いするハンセン病患者の悲惨な状況を見て、自らの全財産を処分し、回春病院を建てました。彼女の業績は、ハンセン病患者の悲惨さに対して人々の関心を集めたことです。政財界の人々を動かしました。性や結婚には厳しい倫理観で性分離政策を行いましたが、日本で初めてのハンセン病菌研究所を設立します。彼女は数回草津を訪れ、1913年回春病院の米原馨児司祭を派遣し、



ハンナ・リデル

光塩会(こうえんかい)を設立しました。(草津聖バルナバ教会の前身)また1927年には、軽症のハンセン病患者で聖公会信徒の青木恵哉(1893-1969)を沖縄に派遣しました。彼は伊江島を拠点とし、洞窟や山に隠れている患者を発見し、食べ物、衣服を与え共に礼拝しました。その後、屋我地島に安住の地を求め、1938年にその地を基にして国頭愛楽園、現国立療養所沖縄愛楽園が誕生したのです。「母さま」と呼ばれ敬愛されたハンナ・リデルは、1932年76歳で永眠。姪のエダ・ライトが病院を継ぎます。開戦時にはスパイ活動の疑いをかけられ、特高の取調を受けました。1941年、46年存続した回春病院は閉鎖され、患者は国立療養所(恵楓園)に移されました。その後エダ・ライトは国外追放となりますが、1948年再来日し、80歳の1950年永眠。二人とも遺言により回春病院の納骨堂に眠っています。



エダ・ライト



リデル・ライト両女史記念館
以前、回春病院のハンセン病病原菌
研究所であった

メアリー・ヘレナ・コンウォール・リーは、大学



メアリー・ヘレナ・コンウォール・リー

で学んだ後、来日
までに 14 の作品
を発表し女流文
学者の地位を確
定していました。
ところが 1907 年
50 歳の時、SPG
の宣教師として
来日、8 年間宣教
師として活動し

ます。目黒のハンセン病院慰養園を訪れハンセン病
患者と出会います。湯ノ沢の病者光塩会の宿澤薫は、
牛込聖バルナバ教会にリーを訪ね草津を訪れるこ
とを請願し、彼女は 1915 年草津を視察し湯ノ沢で
奉仕することを決心します。草津聖バルナバ教会を
設立し、聖バルナバミッションの拠点としました。
26 年間、湯ノ沢で患者の人格を重んじ、人権を尊
ぶ姿勢を貫きました。また地元の人々のことを配慮

し、病院といくつものホームや幼稚園、学校を作り、
生活の場を相互の権利と自治に委ねました。リーは、
病者の亡くなるたびに丁寧に湯灌し、患者一人ひと
りと対等な人間として向き合いました。1941 年 84
歳で永眠。この年、ミッションは解散、湯ノ沢部落
も消滅し、湯ノ沢の病者も国立療養所栗生楽泉園に
収容されました。人々から「かあさま」と慕われた、



唯一現存するホーム「聖マーガレット館」

メアリー・ヘレナ・コンウォール・リーは、草津聖
バルナバ教会の納骨堂に今も眠っています。

補足資料②

聖公会の教会がある 6 つの療養所です。

- ・聖慰主教会（群馬県 栗生楽泉園）
- ・南静園聖ミカエル教会（沖縄県 宮古南静園）
- ・愛楽園祈りの家教会（沖縄県 沖縄愛楽園）
- ・松丘聖ミカエル教会（青森県 松丘保養園）
- ・菊池黎明教会（熊本県 菊池恵楓園）
- ・聖フランシス 聖エリザベス礼拝堂（東京都 多磨
全生園）

全国のすべての療養所の入所者の方たちは、1718
名です(2015 年 5 月現在)。そのほとんどの方たちが、
在園年数 50 年を超えておられます。半世紀、人生の
大半を療養所の中でずっと閉じ込められて生活されて
きました。苦痛と屈辱、悲嘆と絶望とを刻み込みなが
ら生きることを強いられてきたのです。

収容される際、家族に対する差別を恐れて故郷では
亡くなったことにしてあったり、家族とは二度と会わ
ないことを約束したりしているため、回復しても自由

に故郷に帰ったり、ましてや故郷で生活することなど
できないのです。現在でも多くの患者が帰る故郷を失
い、肉親との再会を果せずにいます。社会復帰された
退所者の方々もハンセン病をひた隠しにして、ひっそ
りと暮らしているのが現状です。

療養所内で亡くなった方の大半は、引き取り手も無
く故郷の墓に入ることがかなわぬまま、今も 2 万 5000
を超える遺骨が全国のハンセン病療養所内にある納骨
堂に納められています。入所者の方が読んだ一句があ
ります。「もういいかい 骨になっても まあだだよ」
今も被害は回復されていないのです。

「らい予防法」は、廃止されましたが、そのことを
わたしたち一人ひとりが知らなければ、何の力にもな
りません。なぜ廃止されなければならなかったか、こ
の検証が重要なのです。廃止から 2 年後、鹿児島と熊
本の 13 人の原告による「らい予防法違憲国家賠償請
求訴訟」が起こされました。裁判に立ち上がった人た
ちは、まず自らが自らの痛みを持って、自分たちがさ

れてきたことをわたしたちに伝えました。自らに加えられた事実をあえて赤裸々に訴えることによって、絶対人間はしてはいけないこととしてわたしたちと共有されたのが、国賠訴訟でした。そして「検証会議」の設置に繋がってゆきます。隔離政策を温存助長したあらゆる要素の究明と被害実態の解明がされます。そこには宗教界（勿論キリスト教も含めて）の責任の究明も課題として位置づけられました。そして国の責任、地方自治体、民間団体、市民一人ひとりの責任が明らか

補足資料③ 無らい県運動について

1931年「癩予防法」は制定され、ハンセン病患者の選別・隔離の強化をし、強制入所・絶対隔離を促進する「無らい県運動」が全国展開されました。強制隔離によるハンセン病絶滅政策が進められました。自分の住んでいる町や村から一人の患者もいなくなるようにするのが「無らい県運動」でした。官民一体となって実施され、警察によって囚人のようにハンセン病患者は護送され、収容されました。各県が競ってハンセン病患者を見つけ出し、強制的に入所させるといった活動が全国的に進められたのです。こうして国立療養所を全国に設置して、全てのハンセン病患者を強制入所させる絶対隔離体制が確立しました。隔離を受け入れることが救済であると説くのが宗教者たちでした。聖公会を含むキリスト者の団体である日本 MTL (The Mission to Lepers) (1925年設立)も、民間運動として、内務省の進める「絶対隔離政策」を支える世論形成に大きな役割を果たしました。患者の経済的支援も行いましたが、一方で、「民族浄化」を主眼に「無らい県運動」に参加しました。日本 MTL は、1941年「日本 MTL」を「楓十字会」に改称。(楓は昭憲皇太后の標からきている) 1942年さらに「日本救癩協会」と改称。近代天皇制国家のもと「大東亜共栄圏における救癩」を使命としていきました。

「無らい県運動」は、新憲法が施行された後の1949年以降も「第二次無らい県運動」というふうに行われて行われました。田圃や畑で野良仕事をしていた患者さんが野良着姿のまま強制収容されたり、家族が収容

かにされています。

強制隔離の被害をどうして見抜けなかったのか、見抜けなかった理由、そして見抜けなかったことによってもたらした被害をどのように回復して行くのか、被害を受けられた方たちとの関係の中で考えてゆくことが大事です。隔離をしてきたのは、わたしたちだという事に気づき、わたしたち自身が変わらなければなりません。それに対してどのように応えていくのが、これからわたしたちに問われていることです。

された結果、一家心中事件もありました。その家族、とくに子どもは成長の過程で親とのつながりを断たれました。病気への忌避感を定着させ、差別意識を増大させることにもつながりました。国民一人一人が隔離政策の直接の加害者だと言えます。

ハンセン病患者が療養所に収容されると、現金は園内通用券（療養所内だけで通用する貨幣）に替えられました。園名を名乗るよう強制され、絶対隔離が一生継続することを自覚させられました。中には、ハンセン病患者を収容する際に、消毒液の入った「消毒風呂」に入れさせる療養所もありました。療養所各園において、入所者は、「患者作業」（重症患者の看護・建設労働・火葬場の仕事）を強いられ、体力を消耗し手足に傷をつくることで、重い後遺症を残しました。後遺症がある患者も元患者も、視覚障がい者も、児童も労働に従事させられたのです。療養所では、外出・退所は厳しく制限され、手紙の開封・検閲も行われました。強制隔離で最も大きな被害は、優生思想が支配する強制断種と強制墮胎でした。また幼い子どもにまで「解剖願書」を強制的に書かせ、多くの患者を病理解剖していました。第二次世界大戦後もその方針を継承し、回復者の社会復帰に対する支援もされませんでした。また、政府も宗教者も、キリスト者も国民の間に行き渡っていた「ハンセン病」は恐ろしい伝染病であるとの偏見を一掃するような啓蒙活動、社会啓発を行いませんでした。医学会も宗教者・キリスト者たちも、ハンセン病患者隔離を容認し続けたのです。このような

状況が1996年まで続きました。

わたしたちは、絶対隔離政策に協力した歴史を問い直し、被害を知り、人権について深く学びたいと思います。

補足資料④ (随) 胎児標本について

2003年に検証会議によって発見された墮胎児標本114体中の29体は、体長から推測して妊娠8ヶ月(32週)を過ぎていることになり、その内の16体は、36週以後に産まれたことが推測されます。これは、それぞれ全体の25.4%、14.0%となり、少なく見積ったとしても25%以上が妊娠中絶ではなく人工早産もしくは正期産で生まれたということになります。検証会議後に発見されている墮胎児標本以外にも、焼却に付されている胎児・嬰兒の標本が存在することが明らかにされています。実際は150体とも200体以上とも言われているのです。

優生保護法(1948年)は、その目的として、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」を掲げていました。ハンセン病患者については、戦前より終生隔離の療養所で事実上採用されていました。妊娠・出産を認めない子孫絶滅政策の延長として、戦後は優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶の対象とされました。優生保護法(現在、母体保護法に改題)からは、1996年の「らい予防法」廃止と共に、該当条項は削除されたのですが、熊本判決によれば、同法の下で1949年から1996年までに行われたハンセン病を理由とする優生手術は1400件以上、人工妊娠中絶の数は3000件以上に上っています。ここで見過ごすことができない点は、優生保護法成立以前も以後も、ハンセン病療養所における優生手術・人工妊娠中絶は強制によるものであったという事実です。しかも、生まれてからの嬰兒殺しが行われていたのです。これらを告発する当事者、関係者の証言は多数存在していて、国賠訴訟でも証言されています。ハンセン病療養所において、我が子が標本にされることについて、両親が「承諾を与えた」という証言はありません。両親は、自分の子どもが標本にされている事実すら知らされて

ます。そして、これからもハンセン病隔離政策と同じ過ちを絶対繰り返してはいけなさと決意します。歴史を問い直すことは、戦争を否定することであり、平和につながるのだと確信します。

いなかったのです。ハンセン病療養所の入所者だから子どもを産むことを許されないばかりか、生まれた子どものいのちが奪われてしまう。患者の生んだ子どもとしてほとんど誰の子どもか解らない形で、ホルマリン漬けのビーカーの中に入れられ放置されたのです。

国もハンセン病療養所も過去において、入所者を「尊厳を有する存在」として扱ってきませんでした。その入所者から生まれた胎児・嬰兒等の尊厳を全く無視したのです。この墮胎児等標本について検証会議の中で最も強調されていることは、ハンセン病療養所の医師をはじめ看護師、医療技術者、事務官に至るまで、気付かないうちに医療倫理感覚が麻痺してしまっていたことです。(この中にはキリスト者も含まれている)いのちの選別が戦前戦後を通じて行われていた事実と、小さないのちが祈り葬られることもされずに放置されていたことに驚愕します。わたしたちキリスト者も教会も、いのちを繋ぐという尊厳が否定されたことに気付かせませんでした。気づいても声を挙げなかっただけでなく、沈黙し続け行動を起こさなかったのです。

数年前に「くるみくるまれるいのちのつどい」という小グループが立ち上げられ、声を挙げました。入所者の方から聞き取りをし、産着を縫い、展示公開する運動を続けています。

2016年には栗生楽泉園内の会館に展示されることになり、闇に葬られたいのちが記憶されます。「いのち」そのものである教会は、いのちの痛みと悲しみに対して寄り添わなければなりません。寄り添えなかったことを真摯に受け止め、「いのち」に対する罪を謝罪いたします。

そしてなぜ間違ったのかきちんと検証することが謝罪の始まりだと考えているのです。

(参考；日弁連胎児等標本調査報告)

人権週間企画 ハンセン病差別の歴史を学ぶ

多磨全生園と「新・あつい壁」上映会

「らい予防法」廃止から20年、国による謝罪から15年。遅すぎましたが、東京教区では先の教区会で、「国の誤った強制隔離政策により様々な人権侵害を受け、差別と偏見の苦しみの中にあったハンセン病患者・回復者に対する謝罪表明を決議する件」が可決されました。今回、東京教区に所属する「聖フランシス聖エリザベス礼拝堂」のある多磨全生園を訪ね、映画「新・あつい壁」を見ます。

「新・あつい壁」は1962年、ハンセン病療養所への強制収容をめぐる殺人の罪で、無実を訴えながらも死刑になったハンセン病患者の男性（当時40歳）の事件を題材に、差別問題を描く映画。熊本県国立のハンセン病療養所「菊池恵楓園」などで撮影。

日程： 5月28日（土）

場所： 国立多磨全生園

11:00 全生園 ハンセン病資料館 自由見学
昼食（全生園内「なごみ」にて）

13:00 映画「新・あつい壁」上映
場所：多磨全生園 中央集会室

15:00 藤崎陸安さん（信徒代表）のお話
場所：聖フランシス聖エリザベス礼拝堂
（午後のみ参加の方は直接集会室へ）

【行き方のご案内】

西武池袋線 清瀬駅南口下車
西武バス 久米川駅北口行（約10分）
「ハンセン病資料館」下車
10:24 10:36 発

【申し込み・問い合わせ先等】 佐々木

k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp
携帯電話 090-8593-6129
※ 当日の連絡等は井口司祭まで

主催 日本聖公会東京教区 人権委員会

守大助さんに手紙を

仙台北陵クリニックえん罪事件で、再審請求を戦っている守大助さんに ひとこと励ましのメッセージを送ってください。

〒264-8585 千葉県市若葉区貝塚町192

守 大助 様

守 大助さんの 塀の中の詩
「風」の一部
僕は風となつて日本中を
飛びまわっている
いつから風になったのか
無実を訴える あの日から
僕は風になった
今も風となつて 無実を訴え
飛びつづけている

2016年沖縄週間／沖縄の旅 参加者募集

6月24日（金）～27日（月）

命どう宝

～平和って何？わたしの平和、キリストの平和～

「正義と平和協議会」「人権委員会」「信仰と生活委員会」は、参加される青年に一人2万円を援助します。詳しいプログラムは管区より各教会へ配布されている「参加のご案内」をお読みください。

申し込み先：井口諭司祭（清瀬聖母教会 TEL0424-93-7472）宛に
お申し込みください。

申し込み締め切り：5月9日（月）